

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第94号）が本日付で公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度の改正を踏まえ、両制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則（昭和47年自治省令第27号）別表第一第8号に「重篤な心不全」を加えるほか、認定基準となる対象疾病の表記の一部を改める。

2 施行期日

令和3年9月15日

3 議会の議員その他非常勤の職員についての取扱い

今回の改正に伴い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤の職員等についても、同様の措置がなされるべきものです。

については、その他の形式的な文言の整備を含む「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付しましたので、実務の参考としてください。

以上

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：矢島、中島
電話：03-5253-5560（直通）

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第94号）が本日付で公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度の改正を踏まえ、両制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないよう、貴都道府県内の市区町村等に対して速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則（昭和47年自治省令第27号）別表第一第8号に「重篤な心不全」を加えるほか、認定基準となる対象疾病の表記の一部を改める。

2 施行期日

令和3年9月15日

3 議会の議員その他非常勤の職員についての取扱い

今回の改正に伴い、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤の職員等についても、同様の措置がなされるべきものです。

については、その他の形式的な文言の整備を含む「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付しましたので、実務の参考としてください。

以上

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：矢島、中島
電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について (通知)

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令 (令和3年総務省令第94号) が本日付
で公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に
ついて、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度の改正を踏まえ、両制度との均衡
を図るため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の内容

地方公務員災害補償法施行規則 (昭和47年自治省令第27号) 別表第一第8号に「重篤な心不全」
を加えるほか、認定基準となる対象疾病の表記の一部を改める。

2 施行期日

令和3年9月15日

以上

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：矢島、中島
電話：03-5253-5560 (直通)

○総務省令第九十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十五日

総務大臣 武田 良太

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第一（第一条の二関係） 〔一〇七 略〕</p> <p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p>	<p>別表第一（第一条の二関係） 〔一〇七 同上〕</p> <p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）の一部を改正する規則（案）（昭和四十二年十一月二十七日自治給第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害の報告)</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいづれでもないとき、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 実施機関の職氏名</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>附 則</p> <p>〔一〇一 略〕</p> <p>12 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の一、〇〇〇倍、八〇〇倍、六〇〇倍、四〇〇倍又は二〇〇倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいづれでもないとき、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 実施機関の長の職氏名</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>附 則</p> <p>〔一〇一 同上〕</p> <p>12 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の一、〇〇〇倍、八〇〇倍、六〇〇倍、四〇〇倍又は二〇〇倍に相当する額のうち、当該遺族補償年金前払一時金に係る障害補償年金を受ける権利を有する遺族（前項の規定により代表者が選任された場合には、当該代表者。以下この項において同じ。）が選択した額とする。ただし、附</p>

則第九項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の八〇〇倍、六〇〇倍、四〇〇倍又は二〇〇倍に相当する額のうち、補償基礎額の一、〇〇〇倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

〔13〕 略〕

別表第一（第二条の二関係）

〔一〕七 略〕

八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

〔九〕十 略〕

別記第1号

公務災害補償通知書

〔補償の内容〕

〔1〕 略〕

2 あなたが被災職員以外の者である場合

〔(1)〕～〔(3)〕 略〕

〔(4)〕 障害補償年金差額一時金
あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

〔(5)〕 略〕

則第九項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の八〇〇倍、六〇〇倍、四〇〇倍又は二〇〇倍に相当する額のうち、補償基礎額の一、〇〇〇倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

〔13〕 同上〕

別表第一（第二条の二関係）

〔一〕七 同上〕

八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

〔九〕十 同上〕

別記第1号

公務災害補償通知書

〔補償の内容〕

〔1〕 同上〕

2 あなたが被災職員以外の者である場合

〔(1)〕～〔(3)〕 同上〕

〔(4)〕 障害補償年金差額一時金
あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が、条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の遺族補償年金差額一時金を受けることができます。

〔(5)〕 同上〕

別記第4号

休業補償請求書

【略】

【注意事項】
 4 「1～3 略」
 1の事由に者ともこの請求番号に年金の旨を記すお書この請求報告する
 年金条例と書提出するに、適用するに、所名後ととなつた場合、速やかに給付を受けること
 厚生年金保険法等の適用関係1第2項の被保険者記入の種類、書類を附は、請求する年金たる給付
 5 事由に者ともこの請求番号に年金の旨を記すお書この請求報告する
 年金条例と書提出するに、適用するに、所名後ととなつた場合、速やかに給付を受けること
 厚生年金保険法等の適用関係1第2項の被保険者記入の種類、書類を附は、請求する年金たる給付
 1の事由に者ともこの請求番号に年金の旨を記すお書この請求報告する
 年金条例と書提出するに、適用するに、所名後ととなつた場合、速やかに給付を受けること
 厚生年金保険法等の適用関係1第2項の被保険者記入の種類、書類を附は、請求する年金たる給付

別記第12号
【略】

【注意事項】

【1 略】
 2 この補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月に、それ
 ぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けたときは、そ
 の限度で年金が支払われないこととなりますので、詳細は実施機関にお
 問い合わせください。
 【3～5 略】
 6 この証書を亡失したり、著しく損傷したときは再交付を実施機関に
 請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合はこの証
 書と引換えに新しい証書を交付します。
 【7～9 略】

別記第4号

休業補償請求書

【同上】

【注意事項】
 4 「1～3 同上」
 1の事由に者ともこの請求番号に年金の旨を記すお書この請求報告する
 年金条例と書提出するに、適用するに、所名後ととなつた場合、速やかに給付
 5 事由に者ともこの請求番号に年金の旨を記すお書この請求報告する
 年金条例と書提出するに、適用するに、所名後ととなつた場合、速やかに給付
 1の事由に者ともこの請求番号に年金の旨を記すお書この請求報告する
 年金条例と書提出するに、適用するに、所名後ととなつた場合、速やかに給付
 厚生年金保険法等の適用関係1第2項の被保険者記入の種類、書類を附は、請求する年金たる給付
 5 事由に者ともこの請求番号に年金の旨を記すお書この請求報告する
 年金条例と書提出するに、適用するに、所名後ととなつた場合、速やかに給付
 1の事由に者ともこの請求番号に年金の旨を記すお書この請求報告する
 年金条例と書提出するに、適用するに、所名後ととなつた場合、速やかに給付
 厚生年金保険法等の適用関係1第2項の被保険者記入の種類、書類を附は、請求する年金たる給付

別記第12号
【同上】

【注意事項】

【1 同上】
 2 この補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月又は十二月に、それ
 ぞれの前月までの分を支払います。なお、損害賠償を受けたときは、そ
 の限度で年金が支払われないこととなりますので、詳細は実施機関にお
 問い合わせください。
 【3～5 同上】
 6 この請求書を亡失したり、著しく損傷したときは再交付を実施機関に
 請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合はこの証
 書と引換えに新しい証書を交付します。
 【7～9 同上】

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和●年●月●日から施行する。